

# 4. 分野別施策

分野別施策のページの構成と見方

## 8-3 財政運営

【関連する個別計画】 行政改革プラン、公共施設等総合管理計画



この施策に対応するSDGsの目標（ゴール）を示しています。

### 目指すまちの姿

この施策で目指すまちの姿を示しています。

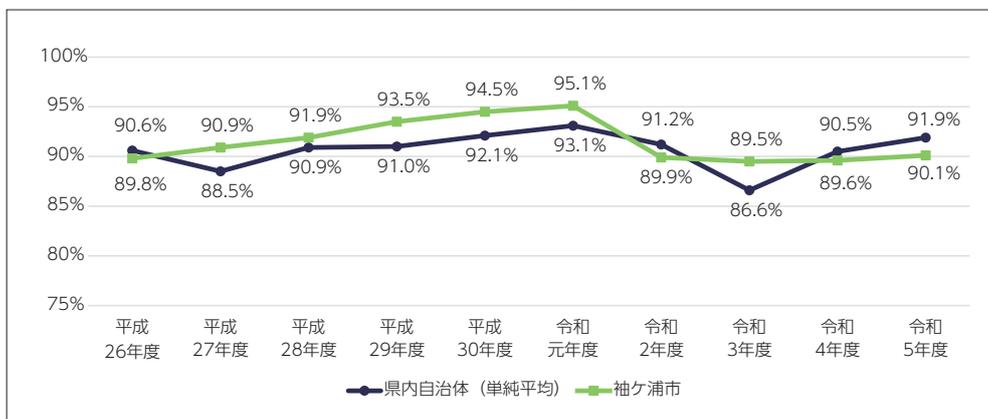
○限りある財源や公共施設等の行政資源が有効に活用されることにより、持続可能な財政運営が行われています。

### 現状と課題

この施策における現状と課題を示しています。

- 本市の財政状況は、臨海部を中心に企業が数多く立地していることから、市税収入が他自治体と比較して安定しており、自主財源比率が比較的高い水準となっています。しかし、国内外の経済動向や少子高齢化の進行等により、今後は市税の大幅な増収が見込みにくい状況にあるため、歳入の確保に努める必要があります。
- 子育て支援や高齢化による扶助費の増加、庁舎整備事業などの大型事業の実施による公債費の増加、また人事院勧告などを踏まえた給与改定に伴う人件費の増加がみられます。さらに、今後も資材価格の高騰などによる物件費等の増加が続くと見込まれていることから、経常的経費の抑制を図る必要があります。
- 本市では、人口増加の勢いが強かった昭和40年（1965年）代から50年（1975年）代に整備された公共施設が多く、老朽化が進行しています。施設の利用状況や需要などを踏まえながら、施設総量の適正化を図るとともに、計画的な予防保全によって適切な維持・管理を行う必要があります。

経常収支比率



(出典) 袖ヶ浦市 ※県内自治体（単純平均）の確定値（令和5年度まで）との比較

### 施策の方向性

この施策において推進する施策の内容と、さらに具体的な「主な取組」を示しています。

#### （１）持続可能な財政運営

- 歳入面では、市税の適正かつ公平な課税・徴収を実施するとともに、財源の確保に取り組むほか、国・県等の補助金制度の有効活用に努めます。
- 歳出面では、市民ニーズに即した「選択と集中」によって事務事業を実施するために、限られた財源を有効に配分していきます。

- 【主な取組】
- ふるさと納税の促進
  - クラウドファンディングの実施
  - 事務事業の簡素化・合理化
  - ネーミングライツの推進
  - 国・県等の補助金制度の有効活用

#### （２）公共施設等の活用・見直し

- 公共施設等を適切に管理し、将来的な社会情勢の変化や財政状況を踏まえながら、個々の公共施設についてあり方の方針を定め、更新・統廃合・長寿命化等の対策を講じます。

- 【主な取組】
- 公共施設等総合管理計画の着実な進行管理
  - 公共施設白書の更新
  - 公共施設の管理等に関する職員研修会の実施

### 市民等に期待される役割

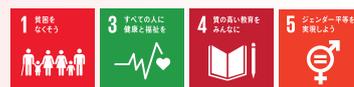
一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の財政状況に関心を持つ</li> <li>・行政サービスの受益者負担の考え方を理解する</li> </ul>
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政運営に協力する</li> <li>・まちづくりに積極的に参加する</li> </ul>

### 成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①経常収支比率	91.3% (令和6年度)	90.0%
②財政調整基金等残高比率	24.1% (令和6年度)	24.0%
③地方債現在高比率	97.2% (令和6年度)	85.5%

## 1-1 こども・子育て支援

【関連する個別計画】 こども計画、地域福祉計画



### 目指すまちの姿

- 「家庭」「地域」「行政」の三者が協働し、地域全体でこどもや子育て家庭を支援することで、こどもの笑顔がかがやき、安心して子育てできる環境となっています。
- 次代を担うこどもが明るい未来を思い描き、多様な人々と関わることで、自らの可能性を広く伸ばすことのできる力を育てる教育・保育環境が整えられています。

### 現状と課題

- 令和5年（2023年）4月にこども基本法が施行され、国が推進する「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が求められています。本市でも、同年6月に「こどもまんなか応援サポーター」への就任を宣言しており、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもの権利を保障し、誰一人取り残さず健やかな成長を社会全体で支えていく必要があります。
- こどもは、次代を担う存在であるとともに、自立した個人として自己を確立していく、一人の人間としての権利の主体です。こどもを保護の客体としてのみ捉えるのではなく、心身の発達の過程にあっても、意見表明や社会への参画、自己選択・自己決定・自己実現の主体として、その権利を尊重することが必要です。
- 本市の令和5年（2023年）の合計特殊出生率は1.38と国や県を上回っていますが、近年増加傾向にあった年少人口は令和6年度（2024年度）から減少へと転じています。結婚相談や婚活イベントなどの実施をはじめとして、結婚や子育てといったライフスタイルの希望に対応した支援や、すべてのこどもとその家庭、妊産婦に対する切れ目のない支援を提供することが重要です。
- 令和7年（2025年）4月現在、市内には幼稚園3か所、保育所15か所、認定こども園2か所のほか、小規模保育や家庭的保育等を含めた多様な保育施設が整備されており、核家族化や共働き世帯の増加などに対応した保育環境が提供されています。令和6年（2024年）以降、4月1日時点の待機児童数（国基準）は0人となっており、引き続き、延長保育・休日保育・病児保育など多様なニーズに応えるとともに、新たに実施される「こども誰でも通園制度」にも対応していく必要があります。
- これまでに本市は、児童手当制度の拡充への対応や、子ども医療費の高校3年生までの独自助成、令和6年度（2024年度）の「こども家庭センター」の設置など、様々な子育て支援施策を進めてきました。今後も少子化の進行を見据えながら、子育て世帯の多様なニーズに的確に応え、必要な支援につなげていくことが求められます。

### (1) 結婚・妊娠・出産に向けた支援の充実

- 結婚に向けた相談支援の充実や、結婚を望む人へ出会いの場を創出します。
- 妊娠から出産・子育てまで切れ目のない相談支援体制を充実するとともに、不妊治療を受けやすい環境を整備します。

【主な取組】○結婚に向けた支援

○婚活イベントの開催

○不妊治療等に対する支援

○妊娠や子育て世帯に対する伴走型相談支援の実施

### (2) こどもや子育て世帯への支援の充実

- 妊娠期から子育て期までそれぞれの段階に対応した専門職による相談支援、産前産後期における支援、子育て世帯への経済的支援など、こどもや子育て世帯の状況に応じた支援の充実を図ります。
- 子育てに関する情報が必要な時期に届き、必要なサービスが受けられるよう、情報発信に努めます。
- こどもたちが自分の意思で自由に意見を言うことができ、その意見を社会全体で尊重し、叶える仕組みづくりを推進します。

【主な取組】○こども家庭センターにおける相談支援

○産前産後期の支援

○子ども医療費、ひとり親家庭等医療費の助成

○配慮が必要なこども・子育て家庭への支援の充実

○子育て支援アプリ等を活用した情報発信

### (3) 幼児教育・保育サービスの充実

- 幼稚園、保育所、認定こども園における共通指針として定めた「幼児教育カリキュラム」を活用し、質の高い幼児教育・保育を提供するとともに、各施設と連携を深め、小学校への滑らかな接続を推進します。
- 保護者の多様な保育ニーズに応えるため、保育サービスの充実を図るとともに、将来を見据えた幼児教育・保育施設等の適正な量の確保に努めます。

【主な取組】○将来を見据えた保育サービス等提供量の適正化

○民間事業者による保育施設等の整備に対する支援

○一時保育、延長保育、病児保育、病後児保育事業等の充実

○こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の実施

○幼稚園、保育所、認定こども園と小学校間の滑らかな接続の推進

#### (4) 安心して産み育てられる子育て環境の整備

- 子育て支援センターの運営支援等により、地域における子育て支援環境の充実を図ります。
- 放課後児童クラブについて、運営の支援を行うとともに、将来を見据えた施設の適正な量の確保に努めます。
- こどもが安全に安心して過ごし、遊ぶことができる居場所について、既存施設の活用も含め、確保に取り組みます。

- 【主な取組】
- 放課後児童クラブの運営支援
  - 子育て支援センターの運営支援
  - 多様なこどもの居場所の確保
  - ファミリーサポートセンターの運営

### 市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none"><li>・ こどもの健やかな成長と家庭の役割について理解を深める</li><li>・ 子育て世帯の見守り（支援・虐待防止）を行う</li><li>・ こどもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるよう応援する</li></ul>
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 子育てを支援する情報を地域で共有し、サポートが必要な人への相談窓口等の紹介を行う</li><li>・ 地域・団体の活動において、こどもの意見を尊重する</li><li>・ 官民の役割分担のもと、連携による幼児教育・保育環境の向上を図る</li></ul>

### 成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①安心して子育てができると思う人の割合	82.6% (令和6年度)	84.0%
②子育てを楽しんでいることの方が多い人の割合	62.2% (令和6年度)	65.0%
③待機児童数	0人 (令和6年度)	0人



保育所での鉄棒あそび

## 1-2 健康づくり・医療

【関連する個別計画】 袖ヶ浦健康プラン2 1、国民健康保険保健事業実施計画、  
新型インフルエンザ等対策行動計画



### 目指すまちの姿

- 市民一人ひとりが心身の健康に関心を持ち、健康づくりに主体的に取り組むことにより、健やかに暮らすことができます。
- 症状に合った適切な医療サービスを受けることができ、安心して暮らせるための医療提供体制が確保されています。

### 現状と課題

- 65歳以上の平均余命と健康寿命との差である要介護期間を縮小するため、今後も健康づくり施策と介護予防施策を一体的に進めていく必要があります。また、生活習慣病の予防に向けた栄養・食生活分野の指標達成に向けて、妊産婦や、乳幼児から高齢者まで、各世代や多様な生活に応じた、切れ目のない生涯を通じた食育を関係機関と連携して推進することが重要です。
- コロナ禍を経て、ライフスタイルの変化や新たな働き方によりストレスが多様化している中、市民が心豊かに暮らせるよう、心の健康づくりに向けた各種取組を進めていくことが重要です。
- 「第3次袖ヶ浦健康プラン2 1」によると、肥満や高血圧を有する市民が多いことから、循環器疾患や糖尿病等の生活習慣病予防及び改善に向け、保健師・管理栄養士による健康相談や家庭訪問を継続しつつ、各種検（健）診を受診しやすい環境整備に取り組む必要があります。
- 感染症対策として、定期予防接種の接種率向上に向けた市民理解の促進と、日常生活における適切な感染予防の啓発を行うことが求められます。また、新型インフルエンザ等の新興感染症に備え、これまでの新型コロナウイルス対応や法改正を踏まえ、迅速かつ的確に対応できる体制整備を進めるとともに、感染症に対する日頃からの備えとして、市民への啓発活動の強化が必要です。
- 医療従事者不足が深刻化する中、君津医療圏域の医療機関等と連携した医療提供体制や、大規模災害時においても、必要な医療が提供できる体制を確保する必要があります。

### 施策の方向性

#### (1) 健康づくりへの支援

- 健康的で持続可能な食環境等の実現に向けて、関係課及び関係機関、地域のボランティア等と連携、協力しながら各種事業を推進します。

- 健康づくり施策と介護予防を一体的に実施することで、市民の健康の保持増進を目指します。  
**【主な取組】** ○各世代に対応した食環境整備  
 ○健康増進施策と介護予防の一体的な実施  
 ○心の健康づくりの推進

**(2) 疾病の予防・早期発見・早期治療に向けた取組の推進**

- 各種疾病の早期発見・早期治療に向けて、各種検（健）診を確実に実施し、循環器疾患、糖尿病等の生活習慣病予防及び改善に向けた保健指導を実施します。  
**【主な取組】** ○各種検（健）診の受診体制の整備  
 ○生活習慣病の予防改善に向けた保健指導の実施

**(3) 感染症対策の推進**

- 感染症を予防するための定期予防接種や日常生活における感染予防策の推進を図るとともに、新型インフルエンザ等の新興感染症に迅速に対応するための体制づくりに努めます。  
**【主な取組】** ○感染症予防のための環境整備  
 ○新興感染症発生時の対応に係る体制の構築

**(4) 地域医療提供体制の確保**

- 安心して医療サービスが受けられるよう、関係機関等と連携し、初期医療や救急医療体制の確保に努めるとともに、大規模災害発生時等に迅速に応急救護を行うための体制の確保に努めます。  
**【主な取組】** ○救急医療提供体制の確保  
 ○初期医療（プライマリ・ケア）提供体制の確保  
 ○災害時応急救護提供体制の確保

**市民等に期待される役割**

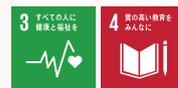
一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種検（健）診や相談の機会を利用するとともに、健康づくりに積極的に取り組む</li> <li>・感染症予防に向けた対策を理解し、実践する</li> <li>・かかりつけ医を持つとともに、医療機関の適正利用について理解する</li> </ul>
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検（健）診の受診や健康づくりに関する情報の普及啓発活動を行う</li> <li>・感染症予防対策を広く進める</li> <li>・医療機関の適正利用についての情報を提供する</li> </ul>

**成果指標**

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①要介護期間の縮小（健康寿命の延伸）	2.22歳 (令和3年度)	2.0歳
②安心して利用できる医療機関や医療体制が整っていると感じている市民の割合	57.9% (令和6年度)	60.0%

## 1-3 スポーツ

【関連する個別計画】 スポーツ推進計画、袖ヶ浦健康プラン2 1



### 目指すまちの姿

○市民の誰もが、それぞれのライフスタイルに応じてスポーツ・レクリエーションに親しみ、心身ともに健やかな生活を送ることができています。

### 現状と課題

- 市内5地区で活動している総合型地域スポーツクラブの活動を支援するほか、スポーツ推進委員や生涯スポーツ公認指導員など、スポーツ関係団体と連携し、スポーツイベントを開催しています。今後も継続的な支援と連携により、年齢・性別・障がいの有無や国籍等に関わらず、みんなが気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむ機会を設けるため、更なる推進が必要です。
- スポーツと健康づくりの連携を強化することで、スポーツを通じた健康保持増進を推進し、市民が主体的に継続してスポーツ活動に取り組める機会を充実させ、ライフスタイルに応じた生涯スポーツの定着を図る必要があります。
- 市内の多くの社会体育施設等は老朽化が進んでおり、利用者の安全と利便性を確保するため、計画的な修繕等が不可欠です。また、臨海スポーツセンターについては、老朽化への対応に加え、地理的特性を活かした活用が求められています。健康づくり支援センターについては、施設の利用状況や民間施設の開業等を踏まえ、引き続き運営方針を検討する必要があります。
- スポーツ関係団体やプロスポーツチームとの連携により、市内でのトップレベルの公式戦の開催を支援するほか、市外の学校等によるスポーツ合宿の誘致などを行っています。これらの活動を継続することで、地域活性化をさらに推進していく必要があります。

### 施策の方向性

#### (1) 地域スポーツ・レクリエーション活動の推進

- 「する」「みる」「ささえる」の視点で、市民やスポーツ関係団体等と連携し、みんなが気軽に親しめるスポーツを推進します。
- 市民の誰もが、それぞれのライフスタイルに応じて、スポーツに親しみ、心身ともに健やかな生活を送ることができる環境を整えます。

- 【主な取組】
- 総合型地域スポーツクラブの支援
    - スポーツ関係団体等と連携したイベントの推進
    - 健康づくりの取組との連携
    - 障がい者スポーツの振興
    - eスポーツの推進

### (2) スポーツ・レクリエーション施設等の環境整備

- スポーツ・レクリエーション活動の拠点である社会体育施設について、適切な維持管理により安全な利用環境を整備します。
- 臨海スポーツセンターは、地理的特性を踏まえた施設の利活用を検討します。
- 健康づくり支援センターは、施設の利用状況等を踏まえ、引き続き運営方針等のあり方を検討します。

- 【主な取組】
- 各スポーツ・レクリエーション施設の環境整備
    - 臨海スポーツセンターの利活用の検討
    - 健康づくり支援センターのあり方の検討

### (3) スポーツツーリズムの推進

- 「みるスポーツ」「するスポーツ」など、スポーツを通じた交流人口の増加を図り、地域活性化につなげていきます。

- 【主な取組】
- 野球・サッカー・アメリカンフットボール等の公式戦誘致の推進
    - 各種スポーツ大会の誘致の推進
    - スポーツ合宿誘致の推進

## 市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯を通じて、豊かなスポーツライフを送る</li> <li>・総合型地域スポーツクラブに参加する</li> <li>・スポーツイベント等の運営にボランティアとして参加する</li> </ul>
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合型地域スポーツクラブとして活動する</li> <li>・市内でスポーツイベント等を実施する</li> <li>・市内で開催されるスポーツイベント等に協力する</li> </ul>

## 成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①身近にスポーツ・レクリエーションを行う場・機会があると思う市民の割合	61.1% (令和6年度)	70.0%
②日ごろから健康のためにスポーツをしている市民の割合	57.1% (令和7年度)	60.0%
③スポーツ施設利用者数	217,955人 (令和6年度)	226,000人

## 1-4 地域福祉

【関連する個別計画】 地域福祉計画、地域福祉活動計画



### 目指すまちの姿

○市民・地域・行政の連携による福祉活動の支え合いの仕組みや、重層的な支援体制が整うことで、市民誰もが安心して自分らしい生活を地域で送ることができています。

### 現状と課題

- 自治会加入率の低下や地域活動の担い手不足により、地域のつながりが希薄化し、経済的に困難を抱える人、高齢者、子育て世帯に対する地域の関心や支援が届きにくくなっています。支援を必要とする人がSOSを出しにくい状況となっており、地域のつながりや見守り体制の再構築が求められています。
- ひきこもり、8050問題、障がいのあるこどもを抱えるひとり親家庭など、複雑で複合的な課題を抱える世帯が増加しており、従来の縦割りの支援体制では対応が困難となっています。そのため、令和6年度（2024年度）からは、相談支援・参加支援・地域づくりを一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施しています。
- 各地区における福祉活動の活性化に向けて、市内6地区の地区社会福祉協議会やボランティアセンターを通じた活動支援を行っていますが、コロナ禍を経て、ライフスタイルの変化などにより、サロンの開催数やボランティアの登録数、参加者数は回復しておらず、リーダーとなる人材の不足や会員の高齢化も課題となっています。
- 地域の連携や交流を促進するため、「地域ふれあいサロン」や「こども食堂」の運営団体に対し、運営支援を行っています。多様な主体による活動が地域に根付き、住民同士が支え合える関係性の再構築が重要です。
- 単身世帯や高齢者世帯の増加、非正規雇用やひとり親家庭の増加などを背景に、経済的困窮世帯が増加しています。本市では、生活保護に至る前の段階での支援として、自立相談支援事業を実施し、早期の生活再建を支援しています。

### 施策の方向性

#### (1) 地域の連携・身近な交流の場づくり

- 地域の多様な主体が一体となった支え合い・助け合い活動を促進するため、連携・交流の場である拠点（サロン等）の整備や、地域の交流の場となるこども食堂の運営支援などに取り組みます。

【主な取組】 ○地域ふれあいサロンの運営・増設      ○こども食堂の運営支援

## （2）重層的支援体制の充実

- 複雑化・複合化した課題を抱えた相談者に対し、複数の分野を横断する課題に対応するための包括的な支援体制を整備します。

【主な取組】○多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施

## （3）各地区における福祉活動への支援

- 各地区の福祉活動において中心的役割を担う地区社会福祉協議会の活動を支援します。
- ボランティア活動を支援し、地域活動の活性化を図ります。

【主な取組】○地区社会福祉協議会の活動支援

- 参加支援事業によるボランティアの育成・支援
- ボランティアセンターの運営支援

## （4）経済的に困難を抱える市民の生活基盤の安定と自立の促進

- 経済的に困難を抱える市民に対する相談体制を充実させるとともに、就労支援体制も充実させ、自立に向けた包括的な支援を行います。
- 世代間で貧困を連鎖させないため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援及び保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を図ります。

【主な取組】○生活困窮者向け相談・情報提供体制の実施

- 生活困窮者の就労支援の実施
- 学習・生活支援事業の実施

## 市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民同士のあいさつや声掛けを大事にする</li> <li>・ 地域の活動や行事、ボランティア活動に積極的に参加する</li> <li>・ 近所づきあいの中で、必要に応じて安否確認等を行う</li> </ul>
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉関係団体など多様な組織が連携する</li> <li>・ 自助、互助・共助力を育成するため、地域行事への参加を積極的に働きかける</li> <li>・ 地域住民同士の声掛けや交流を促し、生活課題の把握に努める</li> </ul>

## 成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①地域で支え合って安心して暮らしている市民の割合	61.4% (令和6年度)	65.0%

## 1-5 高齢者福祉

【関連する個別計画】 高齢者福祉計画・介護保険事業計画



### 目指すまちの姿

〇地域の実情に応じた介護予防の取組や生活支援サービスの充実などにより、ふれあいとささえあいの中で、高齢者がいきいきと安心して生活することができています。

### 現状と課題

- 本市の65歳以上の人口は令和6年度（2024年度）末で約1.8万人、高齢化率は27.1%であり、市民の4人に1人が高齢者です。今後、更なる高齢化が見込まれる中、健康寿命の延伸が重要であり、フレイルの予防や要介護状態の重度化防止などの介護予防活動の継続・強化に加え、地域全体で主体的に取り組める環境整備が求められます。
- 要支援・要介護認定率は国や県よりも低いものの、認定者数や介護給付費は増加しており、介護予防の充実が必要です。地域包括支援センターによる支援の充実や、医療と介護の連携の推進を図ることで、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制づくりを進めることが重要です。
- 高齢者の単身世帯や認知症の方の増加が見込まれる中、認知症に関する知識の普及啓発や、地域全体で高齢者を支え合う仕組みの構築が求められています。高齢者が安心して地域で生活できるよう、緊急時への備えを含めた見守り体制の整備が必要です。
- 「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に向け、多職種連携や地域のネットワークづくりを強化し、在宅生活を支える包括的な支援・サービス提供体制を地域の特性に応じて拡充していくことが求められます。
- 高齢者が就労、生涯学習、ボランティアなどを通じて社会と関わり続けることは、健康づくりや孤立防止にもつながります。多様なニーズに応じた活動の場を確保し、年齢に関わらず誰もがいきいきと自分らしく生活できる地域づくりを進めていくことが大切です。

### 施策の方向性

#### (1) 介護予防と健康づくりの推進

- 地域住民、医療・介護関係者、NPO法人、民間事業者等、地域の関係者と連携を図り、生活機能の低下により支援が必要な高齢者を把握します。
- 高齢者が要介護状態になることの予防及び要介護状態となっても重度化を防ぐための介護予防の取組を推進します。

- 【主な取組】
- 介護予防活動団体の活動支援
  - 介護予防に関する講演会や教室等の開催
  - 介護予防サポーター養成及び活動支援

**(2) 住み慣れた地域での生活支援**

- 地域包括ケアシステムの中核を担う基幹型地域包括支援センターや各地区地域包括支援センターが連携して行う包括的な支援体制の充実を図ります。
- 高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護保険サービス提供体制の充実を図ります。
- 介護人材の確保・定着を図るため、研修受講や資格取得を支援します。

- 【主な取組】
- 地域包括支援センターによる相談体制の充実
  - 在宅医療・介護の連携の推進
  - 介護保険サービス事業所の整備
  - 介護人材の確保・定着に向けた支援

**(3) 地域で支え合う仕組みづくりの推進**

- 住民主体による、高齢者の生活支援・介護予防活動の充実を図るとともに、多様な活動を支援することにより高齢者の社会参加を促進します。
- 認知症の方とその家族が安心して生活していくことができるよう、地域住民等の認知症に対する理解を深めるとともに、認知症の方や単身世帯など的高齢者を地域で見守る体制の整備を推進します。

- 【主な取組】
- 住民主体型活動を行う団体の立ち上げ及び運営支援
  - 高齢者見守りネットワーク活動の実施
  - 認知症サポーターの養成
  - チームオレンジの活動支援
  - シルバー人材センターの運営支援

**市民等に期待される役割**

一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防の取組に積極的に参加する</li> <li>・地域における生活支援等の担い手として活動する</li> </ul>
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の見守りや支援等を行う</li> <li>・地域における各種活動を通じて、高齢者の健康づくりや生きがいづくりにつなげる</li> </ul>

**成果指標**

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①要介護認定率	15.6% (令和6年度)	19.7%
②住み慣れた地域で最期まで暮らし続けたいと思う高齢者の割合	80.4% (令和5年度)	81.7%
③地域活動に参加したことがある高齢者の割合	63.3% (令和6年度)	64.7%

## 1-6 障がい福祉

【関連する個別計画】障がい者福祉基本計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画



### 目指すまちの姿

○障がいの有無にかかわらず、すべての人が協力し尊重し合える共生社会を築くことにより、障がいのある人が、安心して、自分らしく生活を送ることができています。

### 現状と課題

- 障がい福祉サービスの利用者数は今後も増加が見込まれており、支援ニーズの多様化にも対応する必要があります。そのため、基幹相談支援センターを中核とした地域の相談支援体制やサービス提供体制の充実が求められています。障害者差別解消法の施行や社会福祉法の改正を踏まえ、地域共生社会の実現に向けた取組を一層推進していく必要があります。
- 本市における障害者手帳保持者は増加しており、平成30年度（2018年度）から令和6年度（2024年度）にかけて身体障がい者は88人増の1,937人、知的障がい者は204人増の743人、精神障がい者は243人増の594人となっています。今後も個々のニーズに応じた支援の提供が重要です。
- 障がいのある子どもへの支援については、低年齢期からの療育が効果的とされており、将来的な重度化の防止や支援ニーズの軽減に寄与することから、療育と相談体制のさらなる充実を図っていくことが求められます。
- 障がいのある人が日常生活を送る上では、移動手段や日常生活用具の確保といった生活上の障壁への支援が不可欠です。こうした基本的な生活支援の充実が、地域で安心して暮らすための基盤となります。
- 障がいのある人を支える支援者の確保と育成も重要な課題です。親の高齢化や「親亡き後」の支援を見据えた体制づくりを進めるとともに、支援の質の向上に向けた研修や支援体制の整備が必要です。

### 施策の方向性

#### (1) 障がいのある人の地域生活支援の推進

- 障がいのある人やその保護者等からの多様な相談に応じ、必要な情報提供や助言等の支援を行います。
- 障がいのある人の複雑、多様化する支援ニーズや課題に適切に対応するため、基幹相談支援センターを中核とした地域の相談支援体制の充実を図ります。
- 障がいのある人が安心して働くことができるよう、地域での就業を支援します。

- 【主な取組】 ○障がいのある人等への相談支援の充実 ○基幹相談支援センターの運営  
○障がいのあるこども等への療育の実施  
○障がい者の就労促進体制の整備

**(2) 障がいのある人を支える生活環境の整備**

- 障がいのある人が地域で自分らしく生活を送ることができるよう、日常生活に関する支援を行います。

- 【主な取組】 ○障がい者等へのタクシー利用料金の助成  
○官民協働による地域総合支援協議会実務者会の運営  
○福祉作業所の適切な運営

**(3) 権利擁護の推進**

- 障がいのある人への虐待の未然防止や障がいを理由とする差別の解消に向けた意識啓発を推進します。
- 判断能力の不十分な方の権利や財産を守る成年後見制度の利用促進を図ります。

- 【主な取組】 ○差別解消や虐待防止等に向けた啓発活動の実施  
○成年後見制度の利用支援

**市民等に期待される役割**

一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がいのある人に対する理解を深め、不利益な取扱いをなくす</li> <li>・ 障がいの有無に関わらず、ともに活動・交流する</li> </ul>
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がいのある人の日常生活や社会活動に関する支援を行う</li> <li>・ 障がいのある人を積極的に雇用するとともに、職場での合理的配慮を行う</li> </ul>

**成果指標**

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①車椅子の方など障がいのある人にとって安心して外出できる環境にあると思う市民の割合	24.3% (令和6年度)	29.8%
②障がいのある人が安心して暮らしていると思う市民の割合	31.0% (令和6年度)	35.8%
③就労移行支援事業の利用者数	24人 (令和6年度)	26人

## 2-1 学校教育

【関連する個別計画】教育ビジョン「教育振興基本計画」



### 目指すまちの姿

○「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の“生きる力”の育成が図られるとともに、開かれた学校づくりが進むことで、地域と協働した学校づくりがなされています。

### 現状と課題

- 複雑かつ予測困難なこれからの時代を生き抜く子どもを育成するために、授業のあり方も「主体的・対話的で深い学び」への改善が重要となっています。また、教育課題の複雑化・多様化が進む中、課題解決型学習や探究的な学びを支える読書教育、体験活動の充実が必要です。さらに、ICTの活用を通じて情報活用能力や情報モラルを育てる情報教育の強化も求められています。
- 令和3年（2021年）4月からはGIGAスクール構想のもと、児童生徒に1人1台のタブレット端末が配備され、令和8年1月にタブレット端末の更新を行い、個別最適な学びや協働的な学びの充実が進められています。これに伴い、教職員にはICTを活用した指導力の向上が求められています。あわせて、学校や教職員の業務の適正化を図るとともに、一層の情報化を進める取組も重要です。
- すべての学校に学校司書を配置し、学校図書館支援センターによる運用支援や図書流通システムの整備、調べる学習コンクールの開催などを通じて、学校図書館を活用した学びと読書教育の推進にも力を入れています。
- 通常学級でも個別支援を必要とする児童生徒や就学相談が増えており、基礎学力向上支援教員や特別支援教員の配置を進めるなど、きめ細やかな教育体制の構築が求められています。インクルーシブ教育の推進や、不登校児童生徒の増加を踏まえた支援・相談体制の充実も喫緊の課題です。
- 学校の教育力をさらに向上させ、持続可能な教育活動を推進するために、家庭・地域・学校の連携強化が求められており、コミュニティ・スクールの導入や、減少・高齢化する地域ボランティアに代わる新たな人材の確保も必要です。
- 学校部活動の運営が難しくなる中、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、充実させることが求められています。
- 子どもたちが安全・安心に学校生活を送れるようにするためには、交通安全や防犯、防災などを日常の学びに取り入れることが大切です。あわせて、学校施設の老朽化に対応した改修など、学校環境の整備も計画的に進める必要があります。

## 施策の方向性

### (1) 生きる力を育む学校教育の推進

- 「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善や読書教育、体験活動を推進します。
- 児童生徒の情報活用能力（情報モラル教育含む）の育成を図ります。

【主な取組】○探究型の学力を育む読書教育の推進

- 情報活用能力を育む情報教育（情報モラル教育含む）の推進
- コミュニケーション能力を育む外国語教育の推進
- 豊かな心を育む自然体験活動や読書活動の充実
- 体力向上に関する指導の充実

### (2) 一人ひとりを大切にできる教育の推進

- 豊かな心の育成と個を大切にできる教育を推進します。
- 一人ひとりの可能性を最大限伸ばせる教育を推進します。

【主な取組】○きめ細やかな教育体制の確保（基礎学力向上支援教員・特別支援教員）

- 不登校児童生徒支援体制の充実（巡回相談・教育支援教室・教育相談）
- 就学相談・特別支援教育の充実
- 未就学児の小学校入学への滑らかな接続

### (3) 地域や家庭に開かれた学校づくりの推進

- 家庭・地域・学校が一体となって、こどもたちの健全育成や学校運営の改善、スポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保に取り組みます。

【主な取組】○コミュニティ・スクールの導入・推進

- 地域人材を活用した教育活動の推進
- 部活動の地域展開の推進

### (4) 教育基盤の向上

- 児童生徒にとって安全・安心な教育環境の整備を進めます。
- 教職員が働きやすい環境を整備し、教職員が児童生徒に向き合う時間や教育の質を高める時間の増加を図ります。

【主な取組】○学校施設等の環境整備・適正管理

- 教育DXの推進
- 教職員の働き方改革の推進
- 交通安全・生活安全・防犯・防災の教育の実施

## 市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒を取り巻く環境への関心を高める</li> <li>・登下校時の見守りなどに協力する</li> <li>・学校行事や学校運営に関する活動に積極的に参加する</li> </ul>
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれの知見等を生かし学校運営に協力する</li> <li>・児童生徒を取り巻く環境への関心を高める</li> <li>・登下校時の見守りなどに協力する</li> </ul>

## 成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①「学校が楽しい」と感じる児童生徒の割合	89.9% (令和6年度)	95.0%
②「授業がわかりやすい」と感じる児童生徒の割合	88.7% (令和6年度)	95.0%
③こどもの健全育成に家庭・学校・地域が協力していると思う市民の割合	76.8% (令和6年度)	80.0%



タブレット端末を活用した学習

## 2-2 生涯学習

【関連する個別計画】教育ビジョン「教育振興基本計画」、  
図書館サービス網計画、子ども読書活動推進計画



### 目指すまちの姿

○市民が主体的に生涯学習に取り組んだ成果が豊かな地域づくりに活かされるとともに、青少年を地域全体で育み、健やかに成長できる環境が整っています。

### 現状と課題

- すべての年代において、社会環境の変化や地域課題、予測困難な時代に対応した持続的な学習が必要とされており、ICT等の活用や人との交流の機会を提供しながら、学習成果を地域に活かせるよう取り組むことが大切です。
- 情報化社会の進展により、青少年を取り巻く環境は多様化・複雑化しており、不登校・いじめ・非行などの社会的課題への対応が求められています。このため、関係機関と連携し、自立心と社会性を育む心豊かな青少年の育成に取り組む必要があります。
- 図書館をあまり利用してこなかった人にも図書館を身近に感じてもらうためには、課題解決を支援するレファレンスサービスや電子図書館サービスの存在を広く知ってもらい、その活用を促すことが大切です。
- これまで、市民の関心や地域の課題に応じた講座を開催し、学びを通じた地域づくりに力を入れてきました。今後は、こうした講座を活用した人材育成をさらに進めるとともに、社会教育関係団体や生涯学習ボランティア団体との連携を強化することで、市民による社会教育活動の広がりと活性化を目指すことが求められます。

### 施策の方向性

#### (1) 生涯学習の充実

- 市民のニーズに応じた各種講座や講演会に加えて、こどもへの理解を深める家庭教育、地域課題をテーマとした学習機会など、多様な生涯学習の場を提供します。
- 図書館では、利用状況や利用者のニーズ、社会情勢等も考慮し、リスキングを含めた情報や資料提供による学習支援など、利用者に合わせてサービスの充実を図ります。

- 【主な取組】
- 地域別課題をテーマとした講座の開催
  - 利用者に合わせて図書館サービスの充実
  - 電子図書館の充実及び周知
  - 家庭教育講演会、家庭教育学級の開催
  - 地域でのボランティア活動の場の提供

## （2）社会教育の充実

- 地域活動を担うボランティアの育成を図ります。
- 社会教育関係団体等が、自主的な活動を継続できるように、団体活動の活性化に向けた支援を行います。
- 社会教育施設について必要な改修を行い、適切な環境を維持します。

【主な取組】○生涯学習ボランティア研修会の実施及び活動の周知

- 社会教育関係団体等の支援
- 図書館等施設及びネットワークの適切な維持管理
- 社会教育施設等のあり方の検討

## （3）青少年の健全育成活動の拡充

- 地域の各団体が進める青少年の健全育成活動を支援するとともに、こどもの居場所を提供します。
- 地域でこどもを見守る放課後こども教室を拡充します。

【主な取組】○青少年育成袖ヶ浦市民会議・地区住民会議の支援

- 放課後こども教室の拡充
- スクールサポーターと連携した児童生徒健全育成活動の推進
- 非行防止活動の推進
- 青少年相談員活動の支援

## 市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯を通じて主体的に学び、地域活動への参画等で学びの成果を活かす</li> <li>・地域のつながりや支え合いに取り組む</li> <li>・青少年を取り巻く環境への関心を高める</li> </ul>
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のつながりや支え合いに取り組む</li> <li>・地域住民の学習活動を支援する</li> <li>・青少年を取り巻く環境への関心を高める</li> </ul>

## 成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①身近に学習ができる機会があると思う市民の割合	51.5% (令和6年度)	55.0%
②青少年が健やかに育っていると思う市民の割合	76.0% (令和6年度)	80.0%
③電子図書館の貸出冊数	3,016冊 (令和6年度)	4,000冊

## 2-3 文化芸術・文化財

【関連する個別計画】教育ビジョン「教育振興基本計画」、  
国指定史跡山野貝塚保存活用計画、史跡山野貝塚整備基本計画



### 目指すまちの姿

○市民が文化芸術に親しむ機会が増えるとともに、文化財の価値への理解が深まり次世代に継承するための取組が進められています。

### 現状と課題

- 本市では、市民芸術劇場や袖ヶ浦美術展の開催支援に加え、子どもたちが文化芸術に触れる機会の提供にも取り組んできました。一方で、実行委員や出品者の高齢化により展示会の継続が難しくなっており、若い世代の文化芸術への関心を高めるための取組がさらに重要です。
- コロナ禍の影響で民俗文化財の活動が低調となっています。今後はイベント参加などを通じて活動の周知や担い手の確保を図るとともに、記録保存も進めていく必要があります。
- 国史跡山野貝塚については、整備基本計画に基づき、現地と周辺文化施設を含めた整備を進めるとともに、令和2年（2020年）に結成された山野貝塚ボランティアが、ガイドやイベント補助、環境整備を行い、保存・活用に貢献しています。今後も、ボランティアの自立を支援しながら、山野貝塚の保存活用を継続的に進めることが重要です。
- 市民学芸員は、養成講座の実施により毎年5名程度の新規登録者を迎えています。高齢化と活動者の固定化が進み、校外学習などの活動を安定的に支援できる体制の維持が課題となっています。企画展の調査やイベント運営など、様々な活動で市民学芸員と協働しており、今後も継続的な担い手の確保が必要です。
- 市民の文化財への関心の低下が、地域文化の継承に影響を及ぼすことが懸念されます。文化財資料のデジタル化と効果的な公開により、文化財の価値や重要性に対する市民の理解を深め、文化財の積極的な活用を促すことが求められます。
- 建設から43年が経過した郷土博物館は、建築年数に応じた、適正な維持管理を行う必要があります。



## 3-1 防災

【関連する個別計画】 地域防災計画、国土強靱化地域計画



### 目指すまちの姿

○確立された防災体制・水防体制及び市民の手による地域防災力により、災害から市民の生命と財産が守られています。

### 現状と課題

- 台風や大雨などの自然災害の激甚化により、停電や断水、家屋損壊などの被害が発生しており、自然災害への備えと災害発生時の対策のさらなる強化が求められます。
- 「袖ヶ浦市地域防災計画」に基づき防災体制を整備するとともに、大規模災害に備えて災害に強いまちづくりを行うため「国土強靱化地域計画」や「受援計画」を策定するなど、より強固な防災・減災体制の確立を図っています。近年、自然災害の激甚化が危惧される中、これらの計画の策定・見直しに加え、備蓄物資の拡充など、更なる防災・減災対策を積極的に推進していく必要があります。
- 災害から市民の生命、財産を守り、災害による被害を軽減するため、引き続き自主防災組織の新規立ち上げ支援や、既存組織の活動強化、実践的な防災訓練の継続実施等を通じて、地域防災力の更なる向上を図る必要があります。また、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」への取組支援の一環として、行政など関係機関との連絡調整等の役割を担う災害対策コーディネーターの養成を引き続き推進する必要があります。
- 実効性のある避難支援や応援・受援体制を整えるとともに、災害発生後においても情報収集や人命救助・救急・消火等の応急措置、公共施設等の速やかな復旧及び被災者への支援を行う必要があります。
- 防災分野のデジタル化について、国の新たな仕組み検討により、そのあり方が大きく変化しています。この動向を踏まえ、効果的なシステム活用を検討し、総合的な防災対策支援や安否確認等に関するシステム導入を行う必要があります。

### (1) 防災対策の強化

- 災害発生時に適切な情報発信を行うため、防災行政無線などの適正管理を行うとともに、被災者生活再建支援システムを運用し、り災証明を迅速に発行するなど、被災者支援を円滑に進めます。
- 近年の大規模災害の教訓を踏まえ、備蓄物資や防災資機材の充足、備蓄倉庫の更新などの防災対策を強化します。
- 総合ハザードマップについて、土砂災害警戒区域等の新規指定箇所や、今後予定されている津波浸水想定区域の指定等の更新を行うとともに、各種防災教育の推進を通して、市民の防災意識の高揚を図ります。

- 【主な取組】
- 防災行政無線の適正管理
  - 被災者生活再建支援システムの適切な運用
  - 非常用食糧等の更新・拡充
  - 防災資機材の購入
  - 防災備蓄倉庫の更新
  - 総合ハザードマップの更新
  - 防災講座・研修会の開催
  - デジタル技術を活用した防災システムに関する検討・導入

### (2) 地域における防災力の強化

- 地域において「共助」の中核を担う自主防災組織による活動が円滑に行われるよう、新規設立を促進するとともに、活動の中心となる人材の育成などの支援を行います。
- 災害発生時に地域での防災活動が機能するよう、各地区で避難所の開設・運営や救助など、より実践的な防災訓練を行います。

- 【主な取組】
- 総合防災訓練の実施
  - 防災資機材の貸与・更新
  - 自主防災組織結成の促進
  - 既存の防災組織の活動強化
  - 防災訓練指導の実施
  - 災害対策コーディネーター養成講座の開催

### (3) 災害応急・復旧対策の充実

- 災害発生後に、被災者等が一定期間避難生活を送る避難所の適切な運営を行うとともに、避難所における生活環境の向上に努めます。また、一時避難場所についても必要な整備を図ります。
- 国・県・他自治体・防災関係機関・企業等との相互応援体制を構築し、災害発生時に連携して応急対策やライフライン等の復旧対策を行うことができる環境を整備するとともに、被災者への着実な支援に取り組みます。
- 災害発生時に、要配慮者の安否確認や避難支援等ができる体制づくりを支援するとともに、プライバシーの保護に配慮しながら必要な情報を収集します。

- 【主な取組】
- 避難所の適切な運営
  - 避難所における生活環境を向上させるための防災資機材の更新・拡充
  - 要配慮者のための防災資機材の更新・拡充
  - 災害発生時の情報収集及び国・県・関係機関との協力体制の充実
  - 災害時応援協定の締結
  - 福祉避難所の運営訓練の実施
  - 要配慮者の情報収集と避難支援者への情報提供
  - 安否確認訓練の実施

## 市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災に対する意識を高め、知識を習得する</li> <li>・ 防災訓練に積極的に参加する</li> <li>・ 家庭での食糧の備蓄や非常時の持出品を準備する</li> <li>・ 家族と避難場所や連絡方法を共有する</li> </ul>
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助意識を持つ</li> <li>・ 地域でのコミュニケーションを強化し、住民同士、自治会や消防団など関係組織間の連携強化を図る</li> <li>・ 災害発生時を想定した、実践的な自主防災訓練を行う</li> </ul>

## 成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①災害に強いまちづくりができていると思う人の割合	34.2% (令和6年度)	43.0%
②日頃から災害への備えをしている市民の割合	63.8% (令和6年度)	67.3%
③避難所・避難場所を知っている市民の割合	87.3% (令和6年度)	90.8%



災害対策コーディネーター養成講座

## 3-2 防犯・交通安全・消費生活

【関連する個別計画】交通安全計画



### 目指すまちの姿

- 充実した防犯体制と、防犯・交通安全に対する高い市民意識のもとで、市民が安全で安心して暮らすことができます。
- 市民の消費者問題に対する知識や判断力が高まり、相談体制の充実により、市民が安心して生活を送ることができます。

### 現状と課題

- 情報化社会の進展、ライフスタイルの多様化、少子高齢化を背景に、犯罪の手口が巧妙化・複雑化し、高齢者から若年層まで幅広い年齢層で被害が発生しています。この現状を踏まえ、警察や防犯指導員などと連携し、イベント会場などで啓発活動の実施や生活安全メールの配信等を行っていますが、さらなる対策の強化が必要です。
- 防犯指導員や自主防犯組織の活動を支援し、官民協働による防犯パトロールや啓発活動を実施することで、地域の防犯意識の向上に努めています。また、防犯灯や街頭防犯カメラを設置し、安全で安心なまちづくりに努めています。防犯活動や交通安全活動には、ボランティアの協力が不可欠ですが、高齢化や自治会からの退会などを踏まえ、各団体と連携し、持続可能な人員体制の構築が必要です。
- 交通安全対策として、幼児から高齢者までを対象に交通安全教室や啓発活動を実施し、交通ルールとマナーの向上に努めています。交通事故発生件数は、平成30年（2018年）の214件から令和6年（2024年）の156件と減少していますが、高齢者が関与する事故の割合は、依然として高い傾向にあります。今後も交通事故のさらなる減少に向け、関係機関や団体と連携し、交通安全に関する広報啓発活動や交通安全教室を実施することで、交通ルールやマナーの向上を図る必要があります。
- 高齢者の交通事故防止対策として、シニアクラブ等での啓発や安全教育を実施するとともに、運転免許証の自主返納に関する周知を強化することが必要です。
- 消費者意識向上のため、関係機関との連携を強化し、幅広い年齢層を対象とした消費者教室等の開催や啓発活動を行っており、今後も活動を継続することで、消費者被害を未然に防止する必要があります。また、近年、若年層もトラブルに巻き込まれるケースがあるため、市の消費生活センターの認知度向上を図り、情報提供を強化する必要があります。
- 市の消費生活センターの相談体制は整っていますが、今後を見据えて相談員の確保に引き続き努めます。さらに、犯罪手口の巧妙化・複雑化に対応するため、専門家との連携を強化し、相談員のスキルアップを図る必要があります。

## 施策の方向性

### (1) 防犯対策の推進

- 防犯灯や街頭防犯カメラを整備し、犯罪を抑止するとともに、警察や関係機関・団体と連携した啓発活動や情報提供を行い、市民の防犯意識の向上を図ります。

【主な取組】○防犯灯の設置及び維持管理

○犯罪発生状況等に応じた効果的な街頭防犯カメラの設置及び管理

○犯罪被害防止に向けた啓発活動の実施

○警察や関係団体との連携の強化 ○防犯・犯罪情報の提供

### (2) 地域におけるボランティア（自主防犯組織・防犯指導員・交通安全協会）の強化

- 市と地域のボランティアが連携し、啓発活動などの充実を図るとともに、継続的な支援を実施します。

【主な取組】○ボランティアとの合同パトロール ○研修会の開催

○交通・防犯情報の提供 ○ボランティア人員の確保に向けた各団体との調整

### (3) 交通安全の推進

- 警察や交通安全協会などの関係機関と連携し、幅広い年齢層への交通安全教育や啓発活動を実施します。

- 高齢者の交通事故防止対策を実施するほか、運転免許証自主返納の推進に努めます。

【主な取組】○交通安全教育の実施 ○交通安全啓発の実施

○高齢者の安全対策の実施 ○交通安全情報の提供

○運転免許証の自主返納の推進

### (4) 消費者保護対策の推進

- 消費生活に関する相談等に対し的確な対応を行うことで問題の早期解決を図ります。また、市の消費生活センターの認知度向上のための周知活動を行います。

- 消費者問題に関する最新情報の収集、相談員の質の向上を図り、相談体制を充実させます。

【主な取組】○消費生活相談の実施 ○消費生活センターのPR、啓発

○消費問題に関する情報の収集とSNS等を活用した市民への情報提供

○消費生活センター相談員の確保・資質向上に向けた支援制度の活用

○消費生活相談のデジタル化の推進

### (5) 消費者意識の醸成

- 関係機関との連携を強化し、幅広い年齢層を対象とした消費者教育や啓発活動を行います。

- 高齢者や若年層へのきめ細かな情報提供や学習機会の充実を図り、被害防止に努めます。

【主な取組】○消費生活相談の実施 ○消費者教室・出前講座の開催

○啓発パンフレット等の作成・配布

## 市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主的な防犯意識の向上に努め、防犯対策の実施及び近隣での声かけ、見守りを行う</li> <li>・ 交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践する</li> <li>・ 交通安全教室や防犯講座に積極的に参加する</li> <li>・ 最新の知識を身につけ、困ったときは身近な人や消費生活センターに相談する</li> </ul>
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域における防犯活動を積極的に推進する</li> <li>・ 地域での児童や高齢者を対象とした見守り活動を実施する</li> <li>・ 悪質事案発生防止のために、情報共有、啓発活動などを積極的に実施する</li> </ul>

## 成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①地域の治安が良いと思う市民の割合	80.8% (令和6年度)	83.3%
②人口1,000人当たりの刑法犯認知件数	5.5件 (令和6年)	5.3件
③安心して消費生活を送ることができていると感じる市民の割合	81.1% (令和6年度)	90.3%



交通安全教室

## 3-3 消防・救急

【関連する個別計画】 —



### 目指すまちの姿

○消防・救急体制の充実が図られるとともに、事業者や市民の防火・応急手当への意識が高まり、市民が安全・安心に暮らすことができます。

### 現状と課題

- 令和6年（2024年）の年間火災発生件数は35件とほぼ横ばいで推移していますが、救急出動件数は3,460件と増加傾向にあります。
- 指令業務をちば消防共同指令センターに集約し近隣市との協力体制を強化するとともに、指揮隊を編成し災害現場における指揮命令システムの明確化を図り、効果的な消防活動を行っています。
- 常備・非常備消防車両の計画的な更新、消防・救急活動の確実な通信体制の確保、老朽化が進んでいる消防団詰所の建替えを計画的に行う必要があります。
- 老朽化が進んでいる中央消防署・長浦消防署の集約を含めた統合消防庁舎の建設について、整備方針を定めるとともに、広域化も含めた総合的な検討を進める必要があります。
- 地域防災力の担い手である消防団員の確保、高齢化、団員数の減少という課題を抱えており、今後の消防団活動に支障をきたす分団が出てくることが懸念されています。
- 救急車到着までの間、傷病者のそばにいる市民が重要な役割を果たすため、応急手当の知識と技術の普及を図ることが求められます。
- 火災発生を未然に防ぐため、市民が自ら考え行動できるよう防火意識の向上を図る必要があります。また、コンビナート地区での火災等の事故による被害を軽減するため、事業者の自主保安体制の強化が必要となります。

### 施策の方向性

#### (1) 消防・救急体制の充実

- 統合消防庁舎の建設の推進、消防車両等の計画的な更新、救急講習等の開催を通して、常備・非常備の消防体制及び救急体制の充実を図ります。
- 地域における消防団活動の必要性の周知を図り、消防団員の充実を図ります。
  - 【主な取組】 ○統合消防庁舎建設の推進      ○消防団詰所の建替え
  - 計画的な常備・非常備消防車両及び消防救急無線設備の更新
  - 消防団に関する広報活動等による加入の促進
  - 「マイナ保険証」を活用した救急業務の推進

## （2）救急に対する意識の向上

- 市民及び事業所に対して、応急手当の知識と技術の普及を推進します。
- 救急車の適正利用について、普及啓発を推進します。

【主な取組】 ○救急車の適正利用の推進

- 救命講習会の受講の推進
- 子供向けの救急入門コースの実施
- 応急手当協力事業所（「袖ヶ浦市救急ハートステーション」）の認定

## （3）火災予防の推進

- 年齢層に応じた火災予防啓発活動を行い、市民の防火意識の向上を図ります。
- 事業所への立入検査等の機会を通じて指導し、自主保安体制の強化を促進します。

【主な取組】 ○住宅用火災警報器の普及促進

- 一人暮らし高齢者宅防火診断の実施
- 事業所への立入検査の実施
- 幼年消防クラブ活動の実施

## 市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防火意識を持ち、消火器や住宅用火災警報器の設置など住宅防火対策に努める</li> <li>・ 消防訓練、救命講習会などに参加し、防火・救命に関する知識を習得する</li> <li>・ 救急車の適切な利用を心がける</li> </ul>
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防団への加入促進、消防団活動の理解、協力を行う</li> <li>・ 救急事案発生時に、救急車が到着するまで応急手当を行う</li> <li>・ 日頃からあらゆる事故災害等に対応できるよう備える</li> </ul>

## 成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①消防・救急体制に安心感を持っている市民の割合	78.9% (令和6年度)	81.0%
②人口10,000人当たりの火災件数	5.3件 (令和6年度)	5.0件



小型動力ポンプ付積載車

## 4-1 都市計画・市街地形成

【関連する個別計画】都市計画マスタープラン、  
市街化調整区域における地区計画ガイドライン、景観計画



### 目指すまちの姿

○計画的なまちづくりのもとで、生活や交通の利便性が高く、美しい景観をもった市街地が形成されています。

### 現状と課題

- 市街化区域周辺の市街化調整区域では、宅地開発による住宅供給が増えています。一方で、市街化区域においては、将来予想される人口減少に伴い空洞化が進む恐れがあり行政負担の増大が懸念されます。このため、市全体で秩序ある土地利用が求められます。
- 袖ヶ浦駅周辺地域では、袖ヶ浦駅西側地区まちづくり準備会による土地活用等の検討が進められており、更なる活性化が見込まれています。長浦駅周辺地域においては、既存公共施設の利活用を図るなど都市機能の集約拠点として更なる活性化を図る必要があります。また、内陸部の集落地における既存コミュニティの維持やインターチェンジ周辺の土地利用を通じた地域振興なども課題となっています。
- 既成市街地において、狭あい道路の解消が進んでいない状況であり、都市的土地利用が行われていない未利用地も存在しています。道路などの基盤整備や公共投資を通じて、持続可能な市街地形成に取り組む必要があります。
- 良好な景観の保全や地域特性に応じた景観形成を通じて、市民が心の豊かさや安らぎを感じられるまちづくりを推進するとともに、市民と協働による美しい景観のまちづくりを進める必要があります。

### 施策の方向性

#### (1) 計画的なまちづくりの推進

- 都市計画マスタープランに基づき、自然環境と調和した秩序あるまちづくりを計画的に推進します。
- 人口減少や自然災害等に起因する都市の課題に対応するため、立地適正化計画を策定し、居住機能や都市機能の誘導などによる持続可能な都市形成を推進します。
- 災害復旧の迅速化や境界線をめぐるトラブルの未然防止などを目的とした地籍調査を推進します。

【主な取組】○都市計画マスタープランに基づく土地利用の推進

○袖ヶ浦駅西側地区における土地利用の推進

○立地適正化計画の策定及び推進

○インターチェンジ周辺等の土地活用検討

○地籍調査の実施

## （2）市街地整備の促進

- 人口減少などの社会的な課題と公共施設の老朽化、災害リスクなどへの対策を検討し、市街地の整備を促進します。
- 市街化区域の生活環境を改善するため、狭あい道路の拡幅整備事業の活用を推進します。

- 【主な取組】
- 地区計画制度の有効な活用
  - 市街地における狭あい道路の拡幅整備
  - 市街化区域内みちづくり計画要綱の周知

## （3）内陸部の活性化

- 豊かな自然環境や農地保全とのバランスを図りながら、地区計画制度の活用等により、人口減少の抑制と地域コミュニティの維持・活性化を目指します。

- 【主な取組】
- 市街化調整区域における地区計画ガイドラインの周知と活用
  - 地域活動の拠点づくりの検討

## （4）良好な景観形成

- 景観計画及び景観条例に基づく規制誘導や、良好な景観形成のための活動を行う団体の支援等を通して、市内の景観資源の保全・創出に取り組みます。
- 良好な景観形成に向けた市民の意識の高揚を図るため、啓発活動を行います。

- 【主な取組】
- 景観計画や景観条例に基づく規制誘導
  - 景観重要樹木・景観重要建造物等の指定
  - 景観まちづくり推進団体の活動支援

## 市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること	・土地利用や道路、身近な景観に関心を持ち、地域コミュニティを維持する
地域・団体にできること	・地域住民同意のもと地区計画制度等を活用する ・既存コミュニティを維持・継承する

## 成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①都市的未利用地率	8.9% (令和6年度)	8.3%
②住環境が快適であると思う市民の割合	53.1% (令和6年度)	59.0%
③良好なまち並みや景観が形成されていると思う市民の割合	60.8% (令和6年度)	66.0%

## 4-2 公園・緑地

【関連する個別計画】 —



### 目指すまちの姿

○公園や緑地が適正に維持管理され、憩いや交流の場として活用されています。

### 現状と課題

- 令和5年度（2023年度）末における本市の市民一人当たりの都市公園面積は12.6㎡であり、千葉県平均値（7.2㎡）や都市公園法施行令の標準値（10㎡）を上回っており、多くの公園・緑地が整備されています。
- 市内の都市公園の多くが供用から長期間経過しており、遊具をはじめとする公園施設の老朽化が進んでいます。老朽化への応急的な対策を施していますが、計画的な補修、修繕、更新等を行う必要があります。さらに、公園での犯罪防止の観点から、公園灯のLED化や防犯カメラの設置を進める必要があります。
- 臨海部の緩衝緑地をはじめとして、緑地等の樹木が大きく生長していることで隣接地へ越境している箇所が見られ、適切な維持管理を行う必要があります。
- 公園・緑地は、市民同士や市外からの訪問者との交流機会を創出する可能性を有しています。本市の特徴である豊かな公園・緑地を活かして、地域住民の交流促進や交流人口の増加を図るための活用が重要です。



袖ヶ浦公園花菖蒲

## 施策の方向性

### （１）公園・緑地の整備・適正管理

- 公園が持つ多様な機能を十分に活かし、誰もが快適に利用できるよう、老朽化した施設の補修・更新など計画的な維持管理を行います。

- 【主な取組】
- 公園内老朽施設の点検、補修及び更新、安全対策の実施
  - 多様な手法を用いた公園整備の検討
  - 都市公園の長寿命化修繕計画の策定及び推進
  - 百目木公園プールの長寿命化修繕計画の策定及び推進
  - 公園・緑地の樹木の維持管理

### （２）公園・緑地を活用した交流機会の創出

- 袖ヶ浦公園、百目木公園など、公園での地域住民の交流促進や交流人口の増加を図るため、公園を活用したイベントの支援や情報発信等を行います。

- 【主な取組】
- 袖ヶ浦公園・百目木公園まつりの企画内容の充実とP R活動
  - 民間団体や企業等による公園を活用したイベントの支援
  - 百目木公園を拠点とした地域活性化の検討

## 市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園を利用し、不具合を早期に発見し、公園管理者に伝える</li> <li>・公園・緑地の美化・保全活動に積極的に参加する</li> <li>・公園・緑地を活用したイベントに参加する</li> </ul>
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園・緑地の自主的な維持管理・美化活動や自然保護活動への取組に協力する</li> <li>・公園・緑地を活用したイベントを提案・実施する</li> </ul>

## 成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①市内の公園がきちんと管理されていると思う市民の割合	62.4% (令和6年度)	66.0%
②市内公園でのイベントの来場者数	12,500人 (令和6年度)	15,000人

## 4-3 道路・河川

【関連する個別計画】 都市計画マスタープラン、道路網整備計画、自転車活用推進計画、公共下水道事業全体計画、下水道ストックマネジメント計画



### 目指すまちの姿

- 都市計画道路などの幹線道路及び生活道路の整備と維持管理が適切に行われ、すべての利用者が安全・安心で快適に利用できる道路環境が整っています。
- 河川や雨水排水施設が適切に維持管理され、機能や安全性が保たれています。

### 現状と課題

- 袖ヶ浦駅海側地区周辺の都市計画道路の整備や、三箇横田線等における安全性やバリアフリーに配慮した工事を実施しています。市が管理する道路施設については、計画的な点検や修繕を通じて長寿命化を図る必要があります。
- 館山自動車道や東京湾アクアライン、首都圏中央連絡自動車道等の道路網により、県内外への良好なアクセス性を有し、(仮称)かずさインターチェンジや東京湾岸道路などの整備促進等により、一層の利便性向上と地域活性化が期待されています。
- 主に臨海部において道路の混雑度が高く、朝夕を中心に幹線道路では渋滞が発生していることから、渋滞ポイントにおいて効率的かつ効果的な渋滞対策を進める必要があります。
- 通学路について、登下校時の安全を確保するため、危険個所の点検と安全対策を継続する必要があります。また、コロナ禍以降、自転車の活用が推進されていることから、安全で快適な自転車通行空間の整備を図る必要があります。
- 道路除草や街路樹剪定等の維持管理費が年々増加しています。持続可能な維持管理を行うため、街路樹を計画的に伐採、更新する必要があります。
- 市内7本の準用河川と普通河川について、浚渫(川底の土砂を取り除く作業)や定期的な巡視・点検等を行っています。市街化区域内の護岸整備は概ね完了していますが、市街化調整区域には自然護岸が多く残っており、状況に応じた修繕等を行う必要があります。
- 近年の気候変動により頻発化・激甚化する豪雨の被害を軽減させるため、危機管理型水位計及び河川監視カメラを設置し、河川の状況をインターネットで公開しています。住民の迅速な避難行動を促進し、河川管理者・消防等の水防活動を円滑化することで、人的被害の軽減を図る必要があります。
- ため池の浚渫により雨水貯留機能を回復させ、河川への流出量を調整できるようにする必要があります。
- 洪水や津波等の被害を軽減させるため、市街化区域における雨水排水施設の整備や機能強化を図るとともに、雨水排水施設及び海岸・護岸施設を適切に維持管理していく必要があります。

## 施策の方向性

### (1) 都市計画道路及び市道の整備

- 袖ヶ浦駅海側地区と木更津市金田地区を結ぶ西内河根場線及び南袖大野台線を結ぶ西内河高須線の整備を進め、交通渋滞の緩和と市内における円滑な交通機能の確保を図ります。
- 地域住民の利便性の向上と安全性の確保を目的として、道路改良工事や交通安全対策、ユニバーサルデザインに基づいた整備を図ります。

- 【主な取組】
- 西内河高須線の整備推進
  - 西内河根場線の整備促進
  - 三箇横田線・代宿横田線の整備
  - 飯富29号線・代宿横田線の整備
  - 自転車通行空間整備
  - 道路渋滞対策
  - 危険箇所の点検・安全対策（歩道整備・安全柵設置等）の実施

### (2) 道路ストックの適正管理

- 道路施設について、適切に点検や修繕等を行い、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減を図るとともに、安全・安心で快適な道路環境を整備します。
- 市民参加による道路の美化活動の推進を図ります。

- 【主な取組】
- 道路舗装の計画的な修繕
  - 街路樹の適正管理
  - 橋梁や大型カルバート、照明灯等の定期点検・補修

### (3) 広域幹線道路等の整備促進

- 東京湾岸地域とのアクセス向上が期待される東京湾岸道路の整備促進に向け、要望活動を行います。
- 地域の活性化が期待される首都圏中央連絡自動車道（仮称）かずさインターチェンジの早期整備や、道路環境向上のため、国県道の整備や改良を関係機関に要望します。

- 【主な取組】
- 各種要望活動の実施

### (4) 河川等の適正管理

- 河川等について、定期的な巡視・点検と計画的な維持修繕等により、河川等の持つ機能の確保に努めるとともに、氾濫時の人的被害を軽減するため、迅速な情報発信に努めます。

- 【主な取組】
- 河川等の浚渫や機能維持・向上
  - ため池の浚渫
  - 避難行動を促す水位情報等の発信

### (5) 雨水排水施設や海岸・護岸施設の整備、適正管理

- 降雨による雨水排除を適切に行うため、雨水管の整備や奈良輪雨水ポンプ場の機能強化を図ります。
- 雨水排水施設や海岸・護岸施設の計画的な点検と修繕により、適切な排水機能を維持するとともに、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減を図ります。
- 水門施設の機能強化を行い、操作作業の効率化を図ることで、迅速かつ確実な水防体制を確保します。

- 【主な取組】
- 雨水管の整備、点検、修繕
  - 奈良輪雨水ポンプ場の機能強化、維持管理
  - 水門施設の機能強化

## 市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路や河川・雨水排水施設の不具合を早期に発見し、SNS等を通じて管理者に通報する</li> <li>・登下校時の見守り活動を行う</li> <li>・自宅付近や護岸施設周辺の除草や清掃を行う</li> </ul>
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路や河川・雨水排水施設の不具合を早期に発見し、SNS等を通じて管理者に通報する</li> <li>・誰もが円滑に道路を利用できるよう敷地の出入り口や敷地内の工作物、草木等の適正管理に努める</li> <li>・自治会や市民団体等がボランティアで道路や河川の清掃や美化活動を行う(道路アダプトプログラム制度の活用)</li> </ul>

## 成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①道路環境が整っていると感じる市民の割合	50.1% (令和6年度)	56.0%
②都市計画道路の整備率	85.9% (令和6年度)	86.7%
③適切に河川や雨水排水施設が整備されていると思う市民の割合	63.2% (令和6年度)	66.7%



三箇横田線交差点

## 4-4 下水道

【関連する個別計画】 公共下水道事業全体計画、下水道総合地震対策計画、  
下水道ストックマネジメント計画、下水道事業経営戦略



### 目指すまちの姿

○生活排水による環境負荷の軽減や公衆衛生の向上が図られ、公共用水域の良好な水質が確保されています。

### 現状と課題

- 下水道は、公衆衛生の向上や河川の水質改善など、快適な生活と環境の保全に寄与する重要なライフラインです。本市の公共下水道事業と農業集落排水事業を合わせた整備面積は、1,212haであり、下水道普及率は73.7%となっています。公共下水道の地震対策事業を実施しているほか、公共下水道及び農業集落排水ともに包括的維持管理委託を通じて適正に維持管理を行っており、引き続き施設の効率的な運転管理を行う必要があります。
- 今後は、ストックマネジメント計画に基づいて公共下水道施設の老朽化対策を実施し、長寿命化を図るとともに、終末処理場の再構築にかかる長期方針を策定し、今後の整備方針を決定していく必要があります。
- 下水道事業における経費回収率が100%を下回っており、汚水処理に必要な費用を使用料で賄えていない状況です。適正な使用料を設定することにより、下水道事業の健全化・安定化を図る必要があります。



袖ヶ浦終末処理場

## 施策の方向性

### (1) 下水道施設の適正管理

- 大規模地震に備え、下水道管渠の耐震化を推進します。
- 包括的維持管理委託を継続し、施設の効率的な運転管理を行います。
- 公共下水道の施設については、ストックマネジメント計画に基づき、点検調査や劣化状況を踏まえた改築更新を行い、事業費の平準化を図ります。
- 終末処理場については、再構築長期方針を策定し将来的な整備の方向性を定めます。

【主な取組】○下水道管耐震化工事の実施

○終末処理場、東部浄化センター、中継ポンプ機場等の適正な維持管理の実施

○下水道施設の点検調査 ○マンホール蓋交換工事の実施

### (2) 下水道事業の経営基盤の強化

- 経営状況の開示等により、市民の下水道事業への理解を深め、下水道事業経営戦略を着実に推進し適正な使用料を設定することにより、経営基盤の強化を目指します。

【主な取組】○経営状況の開示 ○適正な下水道使用料の検討

## 市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道にごみや油を流さないようにする</li> <li>・下水道事業へ関心を持ち、理解を深める</li> </ul>
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道事業へ関心を持ち、理解を深める</li> </ul>

## 成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①汚水が適切に処理されていると感じる市民の割合	80.8% (令和6年度)	83.0%
②主要管渠の耐震化率	97.1% (令和6年度)	100.0%
③公共下水道事業の経費回収率	90.2% (令和6年度)	100.0%

## 4-5 住宅

【関連する個別計画】 空家等対策計画、耐震改修促進計画、  
マンション管理適正化推進計画、市営住宅長寿命化計画



### 目指すまちの姿

○市民が安全・安心して暮らすことのできる住環境が整備され、空家等の適切な管理と有効活用が進んでいます。

### 現状と課題

- 令和6年度（2024年度）時点で、市内では287戸の空家等が確認されています。指導・助言を実施しても状況が改善されないケースや、所有者が不明の空家等も増加するなど、適切に管理がされていない空家等に関する課題が多様化・複雑化しています。本市では令和7年（2025年）3月に「第2次袖ヶ浦市空家等対策計画」を策定しました。少子高齢化の進行により、今後も空家等の増加が見込まれるため、更なる対策の強化が必要です。
- 木造住宅の耐震化については、耐震診断や耐震改修工事への補助制度を制定し、耐震相談会の実施など耐震化の促進を図っています。補助制度の開始から18年あまりが経過しましたが、建て替え意向や高齢者世帯など個々の事情があり、工事件数は伸び悩み、耐震化が進んでいない状況です。
- 令和6年度（2024年度）時点で、市内7管理組合のマンションのうち、5管理組合のマンションが築20年以上経過しています。施設の老朽化に加え、管理組合の人材不足や収支悪化などにより、今後の管理体制に影響を及ぼすことが懸念されているため、管理意識の向上と適切な管理の促進が必要です。
- 市内3か所の市営住宅は、令和3年（2021年）3月に市営住宅長寿命化計画を改定し、現状に即した予防的な管理と長寿命化のための修繕を推進しています。建築から50年以上が経過していることから、今後のあり方について検討が必要となっています。



## 4-6 公共交通

【関連する個別計画】 地域公共交通計画



### 目指すまちの姿

○地域特性を活かした誰もが利用しやすい移動手段が確保されるとともに、地域全体で支え合う持続可能な公共交通網が形成されています。

### 現状と課題

- JR内房線やJR久留里線、9路線の高速バスなど、本市と近隣都市を結ぶ公共交通サービスが展開されているほか、市内では、6路線の路線バスと4事業者のタクシーが運行しています。デマンド型乗合送迎サービス「チョイソコがうら」は、令和6年（2024年）10月から市内全域に運行エリアを拡大した実証事業を行っています。
- 高齢化の進展に伴い、交通弱者の買い物や通院といった日常生活における移動手段の確保、外出機会の創出等の必要性が高まっています。既存の公共交通機関の役割を踏まえつつ、地域の実情に応じた新たな移動手段について検討していく必要があります。
- 本市の人口は増加傾向である一方、内陸部では人口減少が進んでおり、地域によって人口動態の状況が異なります。こうした中で、地域ごとの移動ニーズに対応するため、新たな移動手段の検討と同時に、公共交通ネットワークの再編を検討する必要があります。
- 「本市と隣接都市を結ぶ鉄道や高速バスと、市内公共交通機関との乗り継ぎが不便である」といった意見のほか、高速バス・路線バスの増便や運行時間帯の拡大を求める声が寄せられています。これらの課題に対応するため、公共交通機関の乗り継ぎ改善や運行サービスの充実を図る必要があります。
- 公共交通事業者が厳しい経営環境にある中、公共交通ネットワークを維持していくためには、市民・地域・事業者・行政など地域社会を構成する様々な主体が連携・協力し、まちづくりと一体となった持続可能な公共交通を目指す必要があります。



デマンド型乗合送迎サービス「チョイソコがうら」

## 施策の方向性

### （１）拠点間及び地域間を移動しやすい公共交通ネットワークの形成

- 路線バス、タクシーや、デマンド型乗合送迎サービスなどの新たな公共交通システムにより、拠点間及び地域間のアクセス性の向上を目指します。

- 【主な取組】
- 路線バス事業者への助成
  - 路線バスの利便性向上
  - デマンド型乗合送迎サービスの運行
  - 自動運転の導入に向けた調査・研究
  - 移動ニーズを踏まえた公共交通ネットワーク再編の検討

### （２）広域アクセスの利便性向上

- JR内房線・久留里線、高速バスの利便性向上を図り、東京、横浜、川崎方面及び近隣自治体へのアクセス強化と利用促進を目指します。
- 利用者目線に立った分かりやすい情報提供に努めます。

- 【主な取組】
- 鉄道の利便性向上
  - 高速バスの利便性向上
  - 運行情報提供の充実
  - デジタル技術を活用した公共交通の利便性向上

### （３）地域全体で支える公共交通の構築

- 多様な主体との連携を強化し、市民の公共交通に対する意識を高めながら、路線バスやタクシーのサービスを確保することで、公共交通の持続可能性を高めます。

- 【主な取組】
- 意識啓発を促す利用促進活動の展開
  - 運転手の確保策の実施

## 市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること	・公共交通の必要性を理解し、積極的に利用する
地域・団体にできること	・公共交通の必要性を理解し、地域で支えるという意識を醸成する ・利用者のニーズに応じた運行の確保、維持に努める

## 成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①路線バス交通に満足している市民の割合	28.4% (令和6年度)	32.0%
②高速バス交通に満足している市民の割合	69.9% (令和6年度)	77.0%
③買い物や通院などで、公共交通での移動手段が充実していると思う市民の割合	20.9% (令和6年度)	30.0%